

医療・福祉・宅配等

日常生活を支えている人を
応援しよう



淡路市人権教育研究協議会

鈴木凜太郎さんピアノ演奏と講演

2021(令和3)年2月27日(土)は **中止** します。

開催場所:淡路市立サンシャインホール

「まるごとじんけん」1月5日号にてご案内しておりました「鈴木凜太郎さんによる
ピアノ演奏会」は、新型コロナウイルス感染状況を鑑み感染拡大防止のため、

中止とさせていただきます。



お問い合わせ先

淡路市人権教育研究協議会
(淡路市市民生活部市民人権課)

TEL.0799-64-2521

*このチラシが不要になりましたら、「その他紙類(雑がみ)」としてリサイクルしてください。



with コロナ

誰も傷つけない 誰も傷つかない

新型コロナウイルス感染症は、誰がいつ、どこで感染するかわからないという不安もありますが、逆に言えば、誰でもどこでも感染する可能性があるということにもなります。不安を抱えながらの生活は、大変なしんどさがあるので、不安を作り出している原因を見つけ出し、あるいは作り出し、攻撃することで落ち着こうとする悲しき人の性、無意識の偏見に注意が必要です。

デマを流す

と罪に問われることがある

わが国の現行法においては、デマを流したという事実だけで成立する犯罪はありませんが、デマの内容や、デマによって引き起こされた事態によっては、罪になることがあります。

【刑法第233条 信用毀損および偽計業務妨害】

虚偽の風説を流布し、または偽計を用いて、人の信用を毀損し、またはその業務を妨害した者は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

「虚偽の風説を流布」とは、うその情報を世間に流すことです。また「偽計を用いる」とは、うその情報によって人を欺き、誘惑することをいいます。

これらの手段を用いて「信用の毀損」または「業務の妨害」という危険が生じれば、それぞれ信用毀損罪・偽計業務妨害罪が成立します。



また、他人の不確かな情報を世間に公表する、嫌がらせで事実無根のデマを流すなどの行為は、刑法第230条1項の「名誉毀損罪」によって罰せられるおそれがあります。

【刑法第230条1項 名誉毀損罪】

公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役もしくは禁錮または50万円以下の罰金に処する。

あふれる情報を取捨選択し、惑わされることのないようにしていただきたいと思います。お互いを傷つけあっても意味がありません。コロナより怖いのは人間というのではやりきれません。